

岩手県議会告示第2号

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月16日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成12年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実施状況の公表の方法) 第7条 条例 <u>第35条</u> の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。	(実施状況の公表の方法) 第7条 条例 <u>第34条</u> の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。